

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（水環境整備事業）					
地区名	古川地区					
事業箇所	西尾市鵜ヶ池町					
事業のあらまし	<p>本地域は、西尾市鵜ヶ池町に位置し水稻を中心に営農が行われている。古川頭首工は一級河川矢作古川の河口から約8km上流に位置し、農業用水の取水施設として重要な役割を果たしている。古川頭首工は、昭和8年度に設置され、昭和35年度～昭和44年度に県営かんがい排水事業により頭首工の全面改修を行い、その後、数度の補修を行ってきたが、魚道の設置は行われていない。</p> <p>平成19年度及び平成25年度に行われた矢作古川河川内環境調査により、アユをはじめとする数種の遡上魚種が確認されているが古川頭首工上流部では全く確認できておらず、古川頭首工により河川内移動が妨げられている状況が確認できた。</p> <p>そのため、古川頭首工への魚道の整備を行うことにより、河川環境の整備と保全を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>矢作古川の河川内環境の整備と保全を推進し、河川環境の向上を図る。</p>					
事業費	事業費		内訳			
	85百万円		■工事費 59百万円、■用補費 2百万円、■その他 24百万円			
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成28年度
事業内容	魚道設置 1箇所					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	古川頭首工により、河川内のアユをはじめとした遡上魚種の河川内移動を阻害していることから、魚道整備を行い、河川環境の向上を図る必要がある。				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>古川頭首工がアユ等の遡上を阻害していることから、頭首工への魚道設置を行い、河川内環境の改善・向上を行う必要があるため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td style="text-align: center;">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>魚道設置工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">85</td> </tr> </tbody> </table>						H26	H27	H28	工種 区分	調査・設計	←→			工事				魚道設置工		←→		事業費（百万円）		85		
			H26	H27	H28																							
	工種 区分	調査・設計	←→																									
工事																												
魚道設置工			←→																									
事業費（百万円）		85																										
2) 地元の合意形成	<p>県関係機関等が構成員である、矢作古川の良い河川環境の整備と保全を推進することを目的とした「矢作古川河川環境保全再生協議会」で整備内容の決定をしており、合意形成は図られている。</p>																											
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 事業計画に無理がなく関係機関の合意形成も図られており、実効性が期待できる。</p>																										
III 対応方針																												
事業実施	<p>事業実施が妥当である。： 上記①、②の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。</p>																											
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																												
<p>■対象（事業完了後5年目）    □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アユ等の遡上状況</li> </ul>																												